

令和2年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

社員番号: 0011

所轄税務署長	給与の支払者の氏名	（フリガナ）	金 忠志
	給与の支払者の住所	あなたの住所又は居所	神奈川県川崎市中原区有明5-1-1
税務署長	給与の支払者の住所	あなたの住所又は居所	神奈川県川崎市中原区有明5-1-1

基・配・所

～記載に当たってのご注意～

- 「基礎控除申告書」と「配偶者控除申告書」については、次の場合に記して記載してください。
1. あなたの本年分の合計所得金額が1,000万円以下で、かつ、配偶者の本年分の合計所得金額が1,000万円以下である場合は、「基礎控除申告書」を提出してください。
2. 上記1以外で、かつ、あなたの本年分の合計所得金額が1,000万円以下である場合は、「基礎控除申告書」のみ提出してください。（配偶者控除申告書を提出する必要はありません。）
- 「所得金額調整控除申告書」については、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に記してください。なお、あなたの本年分の年末調整の対象となる給与の収入金額が950万円以下である場合は、「所得金額調整控除申告書」の「要件」欄の各項目のいずれにも該当しない場合には、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

あなたの本年分の合計所得金額の見積額の計算	
所得の種類	収入金額
(1) 給与所得	4,808,000
(2) 給与所得以外の所得の合計額	4,808,000
あなたの本年分の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額	
4,808,000	
○ 控除額の計算	
判定	区分Ⅰ
900万円以下	(A) 48万円
900万円超 950万円以下	(B) 48万円
950万円超 1,000万円以下	(C) 48万円
1,000万円超 2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円
基礎控除の額	
480,000	
※ 左の「控除額の計算」の表を参考に記載してください。	

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆

○ 年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて「扶養親族等」欄及び「特別障害者」欄にその該当する者について記載してください。 なお、「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付けて記載することはありません。	
○ 年末調整における所得金額調整控除の額については給与の支払者が計算しますので、この申告書に記載する欄はありません。	
要件	扶養親族等
あなた自身が特別障害者	（右の★欄のみを記載）
同一生計配偶者又は扶養親族等	（右の☆欄及び★欄を記載）
扶養親族が特別障害者	（右の☆欄及び★欄を記載）
扶養親族が年23歳未満（年10.1.23以後生）	（右の☆欄のみを記載）
（注）「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、本年分の合計所得金額の見積額が48万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下）の人をいいます。	

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

- 「控除額の計算」の表の「区分Ⅰ」欄については、「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄を参照してください。
- 「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が(A)～(C)に該当しない場合や「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①～④に該当しない場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

配偶者の氏名		配偶者の住所又は居所	配偶者の生年月日
（フリガナ）		あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合は、配偶者の住所又は居所	明・大 昭・平
所得の種類	収入金額	所得金額	
(1) 給与所得			
(2) 給与所得以外の所得の合計額			
配偶者の本年分の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		※	
○ 控除額の計算		区分Ⅱ	
		（上の①～④を記載）	

○ 配偶者の本年分の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得		
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
配偶者の本年分の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		※
○ 控除額の計算		区分Ⅱ
		（上の①～④を記載）

配偶者の本年分の合計所得金額の見積額(1)と(2)の合計額		（※印の金額）	
判定	区分Ⅱ		
900万円以下	(A) 48万円	125万円超 130万円以下	3万円
900万円超 950万円以下	(B) 48万円	130万円超 135万円以下	3万円
950万円超 1,000万円以下	(C) 48万円	135万円超 140万円以下	3万円
1,000万円超 2,400万円以下	48万円	140万円超 145万円以下	3万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	145万円超 150万円以下	3万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	150万円超 155万円以下	3万円
基礎控除の額		480,000	
※ 左の「控除額の計算」の表を参考に記載してください。			

◎ この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。